

## 浪江町農業委員会総会議事録 ( 令和 6 年 7 月定例会 )

1 開催日時 令和 6 年 7 月 22 日 ( 月 ) 午後 1 時 30 分 から 午後 2 時 05 分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員 ( 12人 ) 欠席委員 ( 0人 )

会長	4番	菅野 富美恵	( 出 )
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	( 出 )
委員	2番	松田 孝司	( 出 )
	3番	岡 高志	( 出 )
	5番	中野 弘寿	( 出 )
	6番	小澤 英之	( 出 )
	7番	高野 順	( 出 )
	8番	加藤 修	( 出 )
	9番	川島 優	( 出 )
	10番	柴野 正男	( 出 )
	11番	武藤 栄治	( 出 )
	12番	三瓶 徳久	( 出 )

4 出席農地利用最適化推進委員 ( 16人 )

浪江地区担当	畠山 行男	大堀地区担当	山田 勝広
浪江地区担当	佐川 洋一	大堀地区担当	半谷 祥一
浪江地区担当	緒形 亘	苅野地区担当	高野 諭吉
幾世橋地区担当	鎌田 光男	苅野地区担当	吉田 あや子
幾世橋地区担当	廣内 忍	津島地区担当	今野 勝彦
幾世橋地区担当	安部 正之	津島地区担当	三瓶 稔信
幾世橋地区担当	木幡 裕秋		
請戸地区担当	脇坂 薫		
請戸地区担当	荒川 勝己		
大堀地区担当	遠藤 定郎		

### 5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 ( 所有権移転 )	2 件
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 ( 賃借権設定 )	1 件
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 ( 所有権移転 )	1 件
議案第4号 農地利用集積計画の策定申出にかかる承認依頼に対し審議の件	1 件
議案第5号 浪江農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について	

### 6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	吉田 奈津子
事務局員	西谷地 勝成

議長 それでは、只今より 7 月定例会を開会いたします。  
ただいまの出席委員数は 12 名でございます。また、推進委員数は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。  
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり、1 番鈴木委員および 7 番高野委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 1-1 ページ 1 番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願ひします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

半谷推進委員 大堀地区担当半谷と申します。よろしくお願ひします。  
電話にて 7 月 16 日譲受人と譲渡人のお方に確認を行いました。  
譲渡人○○さんは、体力的にきつく、末森地区の水田に関してはもう今後管理できないというような状況の中、○○さんから譲ってほしいというような要望があり、合意したそうです。  
また、譲受人○○さんに関しては、集積をしたいということでした。  
申請地の隣に○○さんの自作地があり、県道 34 号線をまたいで点在していますので、問題ないかなと思っております。  
来年度中に耕作を再開したいという意向を聞いております。機械もある程度揃っていますので、あと足りない部分は十分補充できると思っています。来年度にこの末森地区の水田に関しては営農再開っていうことで、不確定ですが、小麦を栽培したいというような意向を持っております。  
そして今、復興組合で保全管理を進めているんですが、積極的に協力して農業用水路や畦道の管理も地域のためにやってていますので、何ら問題ないと思いますので皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑なし)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第1号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

議案第1号1番は原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転2番についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議則第18条の規定により、○番○○委員の退席を求めます。

暫時休議します。

(○○委員退席)

再開します。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書1-1ページ2番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願ひします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明ですが、担当の高野推進委員が体調不良のため欠席との連絡がありました。調査結果は事務局に伝達済みですので、事務局から報告をお願いします。

事務局 (高野推進委員からの調査結果を代読)

7月13日に譲渡人、譲受人の双方に確認いたしました。譲渡人と譲受人は、親子ですが、○○さんは、南相馬市に○○さんは郡山市に離れて生活しています。○○さんが高齢であることから、生前贈与したいということです。今後○○さんは、休みのときに浪江町に通い、両親から指導助言をもらいながら畠の管理耕作を引き継いでいきたい、地区の会合や共同作業等にも参加していきたい、今後自分が主体的に農作業に従事していくことです。問題ないかと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。  
議案第 1 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第 1 号 2 番に原案のとおり承認を  
与えます。

ここで○番○○委員の入室を認めます。暫時休議いたします。  
(○○委員入室)  
再開いたします。

つづきまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対  
し審議の件 賃借権設定 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 2-1 ページ 1 番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願ひします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

安部推進委員 幾世橋地区担当の安部です。  
設定人○○さんには 7 月 18 日、被設定人○○さんには 7 月 16 日、そ  
れぞれ電話にて確認しました。  
○○さんに今回の申請について確認したところ、申請農地は 2 年前に  
契約をして、花き類の栽培に使用しているということです。2 年契約  
ということで、更新が早いので 9 年にしたいという○○さんからの申  
し出を受けて今回契約を取り直したということです。  
続いて、○○さんにも電話にて内容を確認しました。2 年前に○○さ  
んより農地を借りて耕作をしていますが、他にも並びで 4 枚、4 反ち  
ょっとにハウス等建てて花きをやっています。他の 3 名については 9  
年契約で農地の方借りているということで、同じタイミングで契約を

していきたいということで今回の申請に至ったということです。  
○○さんはもう花きを5年ほど継続してやってますんで、周りの環境  
や水とかの問題とかあとは地域の方々とのコミュニケーション等も  
問題ないと思いますので審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第2号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号1番に原案のとおり承認を  
与えます。

つづきまして、

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の  
件 所有权移転 1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書3-1ページ1番読み上げ)

本件は、株○○○が関わる野立ての太陽光発電設備設置にかかる申請  
です。

先月、譲渡人が申請後に亡くなったことが判明し、当該事業を承継す  
る者を証する書類の提出がなく、継続審議となっていました。

それについて、3-47ページ以降をご覧ください。3-47ページが相続  
関係説明図、3-48ページが申述書、3-49ページが申立書、以上の書  
類が提出されました。

申請地の位置について3-8、3-9ページをご覧ください。国道114号  
線の浪江IC入口から300mほど西へ進み、そこから南へ入ったとこ  
ろの農地です。

農地の種類は、周辺を宅地や山林に囲まれた小集団の生産性の低い農  
地となりますので、第2種農地に該当します。

本日追加でお配りました「追加・差し替え資料③」の3-50ページを  
ご覧ください。第2種農地は、当該農地に代えて周辺の他の土地で

は事業の目的が達成できない場合に許可できるものとなっておりますが、他の土地と検討したが当該地しか適当な土地が無かったという検討がされておりますので、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

また、提出された書類上は、排水や日照等、特段問題ないと考えられます。

当委員会で提出を求めている書類については、3-39 ページから設備の保守に関する契約書、3-42 ページが確約書、3-43 ページが調整状況報告書となっております。説明は以上です。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

吉田推進委員 荏野地区担当の吉田です。

譲受人〇〇さんとは、7月18日に電話で確認が取れました。事業計画書の通りです。転用後の周辺の草刈りについては、年1、2回〇〇〇にお願いしているとのことです。

譲渡人〇〇さんとは7月18日に電話で確認が取れました。兄の〇〇さんが亡くなりましたが、個人の意思を継いで、承継人として話を進めていただきたいとのことです。よろしくお願いします。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

鈴木委員 1番鈴木です。

3月16日午前、菅野会長、松田委員、小澤委員、吉田推進委員そして事務局と現地調査を実施いたしました。

当該農地は第2種農地であり、あまり条件がいいとは言えないので、このままでは多分荒廃農地になるだろうというふうに想定されています。また、隣接の農地も太陽光発電設備の設置が予定されておりまして、周りの農地に影響を及ぼすこともないだろうというふうに考えます。

以上特に問題はありませんので、太陽光発電設備の敷地に転用することはやむなしというふうに考えておりますが、審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第3号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第3号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第4号 農用地利用集積計画の策定申出にかかる承認依頼に対し審議の件 1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書4-1ページ1番読み上げ )

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

松本推進委員 酒田、西台担当の松本です。

譲渡人〇〇さんの奥さんと昨日確認がきました。

譲受人〇〇さんの方については、19日直接お話しすることができましたんでその報告をしたいと思います。

譲受人〇〇さんによりますと、震災以前より〇〇さんから水稻の作付依頼があり、ずっとやってきて今日に至ったということです。それで〇〇さんの方から本人も息子さんも農業をやらないという意向で、〇〇さんに今ある水田の購入を依頼してきたそうです。

〇〇さんは、一度農地バンクを通して、10年の貸借ではどうかという提案をしたんですが、〇〇さんは、もう農業はやらないので、何とか購入していただけないかという強い依頼から、〇〇さんの方で購入に至ったという経緯でした。

〇〇さんは、営農再開以降、町の支援事業などをを利用して、水稻に必要な機械等の導入を図り、また、倉庫を自己資金で建てていますので、水稻に関わる今後の管理については問題ないかと考えます。

水の管理は隣接する農業者と協議しながら管理はしていきたいとい

うことと、草刈りなどを行っていき、できる限り隣接する農業者とはトラブルがないようにと考えていますということでした。  
聞き取りしました内容を報告いたします。以上です。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。  
議案第4号1番に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第4号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、  
議案第5号 浪江農業振興整備計画の変更案に対する意見について、  
事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書5-1ページ読み上げ )  
  
説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。  
  
議長 事務局の説明が終了いたしました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。  
議案第5号に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第5号に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和 6 年 7 月 22 日  
開始時刻 午後 1 時 30 分  
終了時刻 午後 2 時 05 分

議長

議事録署名人 (1 番)

議事録署名人 (7 番)